

鳥取市通所型基準緩和サービスの手引き

令和3年4月

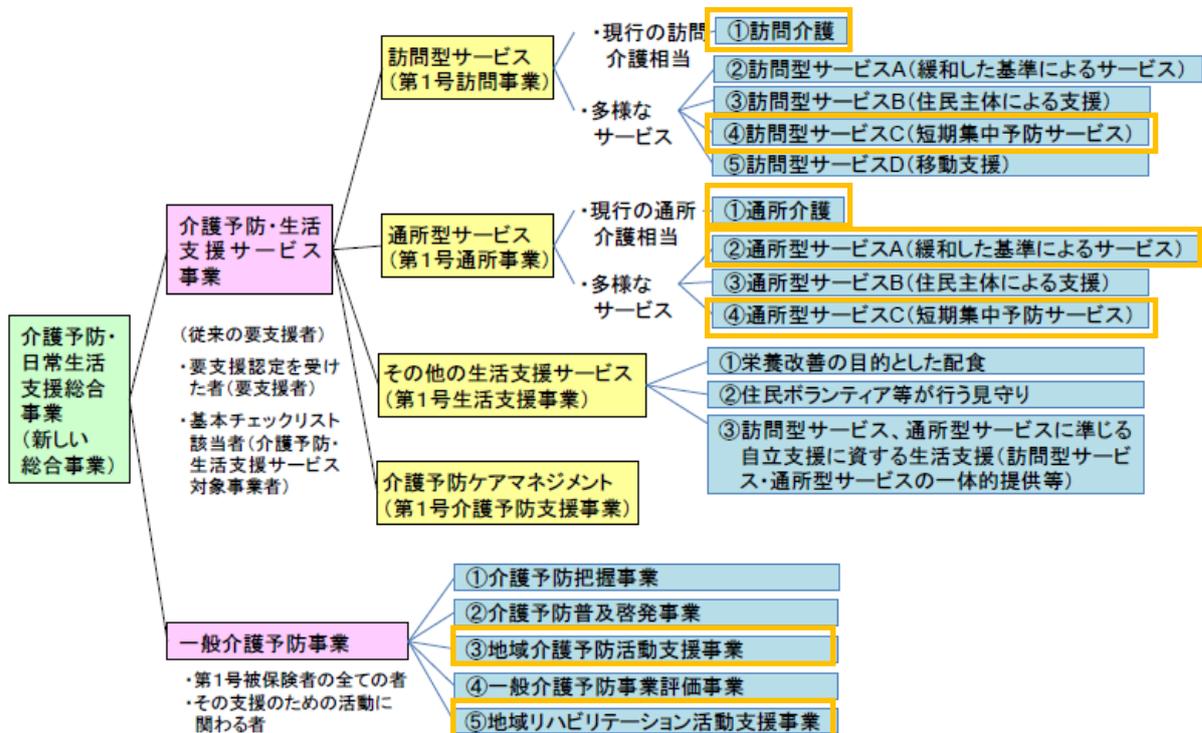
鳥取市福祉部長寿社会課

1 総合事業の構成、サービス内容等

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）は、旧介護予防訪問及び通所介護から移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」（介護保険法に基づく第1号事業）と、全ての第1号被保険者等が対象になる「一般介護予防事業」から構成されます。

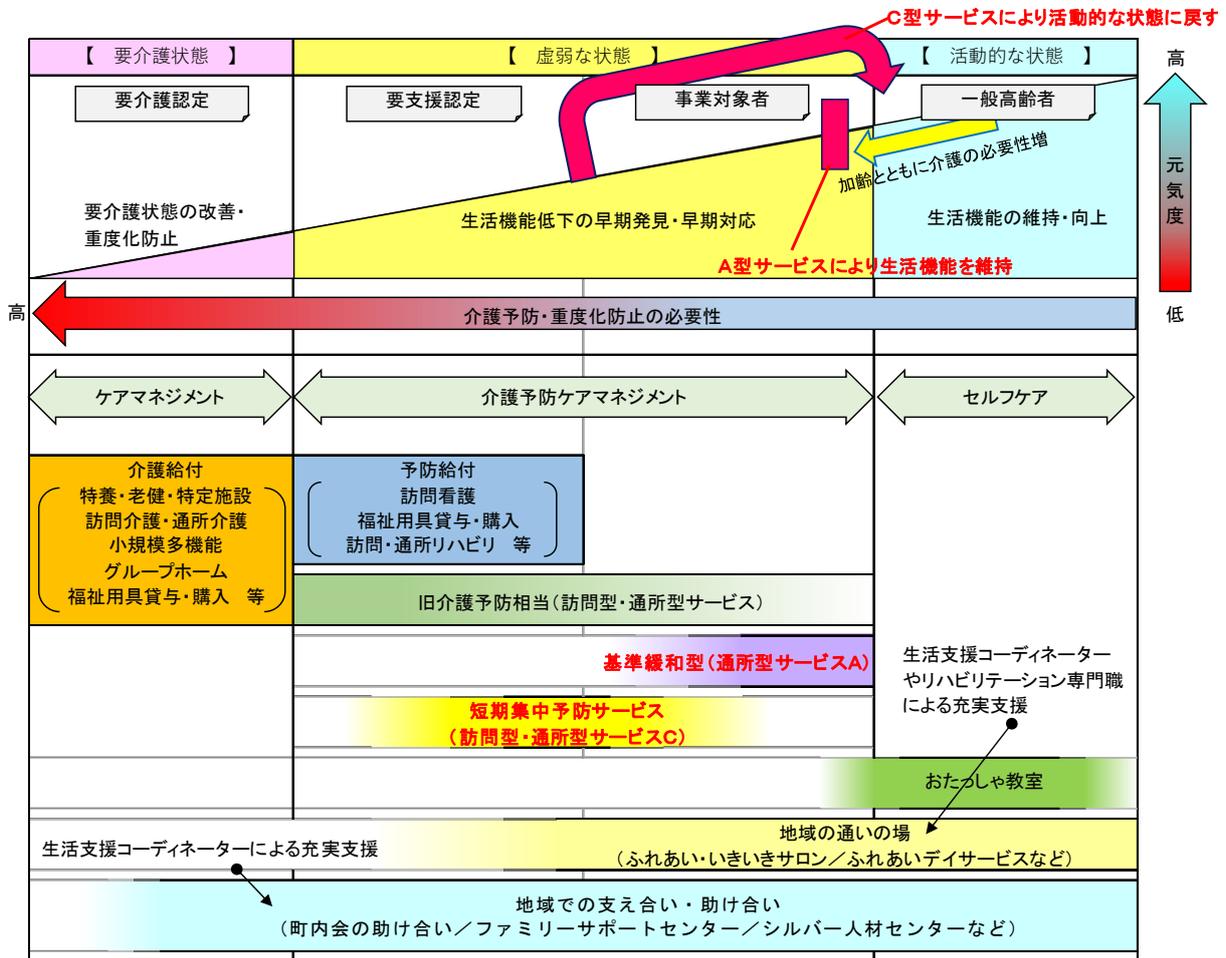
通所型サービスAは、食事、入浴、排せつ等日常生活上の支援を受ける必要はないが、生活機能の低下が見られる者に対し、身体機能の維持及び認知機能の低下の防止に資する介護予防プログラムを提供することで、高齢者が要介護状態に陥ることを防止し、自立した在宅生活を継続できるようにするとともに、他者との交流機会を確保することを目的としています。

… 実施中



2 総合事業の体系と対象者、サービス種別のイメージ図

下図は、鳥取市の高齢者の状態と、そこで提供されるサービス種別を整理したイメージ図です。通所型サービスAは、活動的な状態から心身機能が低下し、虚弱な状態へ移行している方に対して提供されることを想定しています。



1 サービスの利用者像と内容

通所型サービスAは、利用者の状態に合わせて、以下のサービス内容を提供することを検討しています。なお、要支援者・事業対象者のうち、食事や入浴、排せつ等の支援が必要な者は、旧介護予防相当サービスを利用することを想定しています。

【旧介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスAとの比較（サービス内容）】

区分	旧介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA（基準緩和型）
対象者	要支援1・2、事業対象者	
対象ケース	<ul style="list-style-type: none"> ○長時間の通いが必要な者（認知機能の低下や障がい、虐待の疑い、日中独居で転倒を繰り返すなどの理由により長時間の見守りが必要な者） ○自宅での入浴が困難な者（自宅環境整備や心身機能の改善を図ることが困難な者など） ○低栄養や食事バランスの改善、口腔機能の改善、水分摂取など体調管理のために、サービスを利用しながら定量の食事摂取が必要な者 ○退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的なサービスが特に必要な者 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動器機能の低下が見られる、あるいは心配される者 ○運動習慣の継続が必要な者 ○基本チェックリストのNo.6～10のいずれかに該当し、No.11,12の該当数が1つ以下かつNo.13～15の該当数が1つ以下（運動機能低下の傾向があり、口腔機能低下状態・低栄養状態でない者） ○障害高齢者の日常生活自立度自立からA2までかつ、認知症高齢者の日常生活自立度自立からIまで（いずれも自立の場合除く）
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ○食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○集団に対し、身体機能の維持向上のための短時間の運動等を提供 ○マシン、重り、ゴムバンドなどを用いた運動や、スクワットやストレッチなどの各種体操に取り組む ○コグニサイズなどにより認知機能の維持向上に取り組む ○食事・入浴なし
サービス提供時間	介護予防ケアマネジメントを踏まえ、適切な利用回数、利用時間の設定が行われるもの。	2時間以上
利用頻度	<ul style="list-style-type: none"> 要支援1・事業対象者（週1回程度） 要支援2（週1回程度） 要支援2（週2回程度） 	週1回
サービス提供者	指定事業者	
ケアマネジメント	介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントA	
給付制限の適用	なし	

2 サービスの単位数と利用者負担割合

通所型サービスAの単位数は下記のとおりです。本市の1単位の単価は10円で、利用者はサービス費用のうち介護保険負担割合証に記載された割合（1割、2割または3割）に相当する金額を事業者に支払います。

【旧介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスAとの比較（サービス単価）】

区分	旧介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA（基準緩和型）	
単位数	<input type="checkbox"/> 要支援1・事業対象者（週1回程度） 384単位/回 月4回超 1,672単位/月 <input type="checkbox"/> 要支援2（週1回程度） 384単位/回 月4回超 1,672単位/月 <input type="checkbox"/> 要支援2（週2回程度） 395単位/回 月8回超 3,428単位/月	<input type="checkbox"/> 要支援1・2・事業対象者 269単位/回 月4回超 1,170単位/月	
加算・減算	定員超過又は人員基準減算	×70/100	×70/100
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	なし
	同一建物送迎減算	(△376、△752)	△274
	生活機能向上グループ活動加算	+100	なし
	運動器機能向上加算	+225	+225
	栄養アセスメント加算	+50	なし
	栄養改善加算	+200	なし
	口腔機能向上加算	(+150、+160)	なし
	事業所評価加算	+120	+120
	サービス提供体制強化加算	(+24～、+144)	なし
	生活機能向上連携加算	(+100、+200)	(+100、+200)
	栄養スクリーニング加算	(+5、+20)	なし
	科学的介護推進体制加算	+40	なし
	送迎減算	なし	なし
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ） （Ⅰ）：所定単位数の59/1000 （Ⅱ）：所定単位数の43/1000 （Ⅲ）：所定単位数の23/1000 （Ⅳ）：（Ⅲ）×0.9 （Ⅴ）：（Ⅲ）×0.8	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ） （Ⅰ）：所定単位数の59/1000 （Ⅱ）：所定単位数の43/1000 （Ⅲ）：所定単位数の23/1000 （Ⅳ）：（Ⅲ）×0.9 （Ⅴ）：（Ⅲ）×0.8	
介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）・（Ⅱ） （Ⅰ）：所定単位数の12/1000 （Ⅱ）：所定単位数の10/1000	介護職員特定処遇改善加算 10/1000		
サービスコード種類	A 6	A 7	
単位数単価	10円		
利用者負担	介護給付の利用者負担割合と同じ（1割、2割または3割）		
限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象・国保連で管理		
事業者への支払い	国保連経由で審査・支払い		

3 サービス基準

通所型サービスAの人員及び設備の基準は下記のとおりです。

【旧介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスAとの比較（サービス基準）】

区分	旧介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA（基準緩和型）	
人員基準	管理者	・常勤／専従 1人 ※管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、または同一敷地内の他の事業所での業務の兼務可	・常勤／専従1人 ※管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、または同一敷地内の他の事業所での業務の兼務可
	生活相談員	・専従1人以上 ※勤務時間÷提供時間=1.0以上	不要
	介護職員	(～15人) 専従1人 (16人～) 15人を超えた利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以上を専従で配置 ※提供時間中は常時1人配置	(～15人) 専従1人 (16人～) 15人を超えた利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以上を専従で配置 ※提供時間中は常時1人配置
	看護職員	・専従1人	(～10人) 不要 (11人～) 救急対応可能な体制の構築(同一建物内に看護職員が勤務又は訪問看護ステーション等との連絡体制の構築)
	機能訓練指導員	・1人 ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師	不要
設備基準	食堂及び機能訓練室	・3㎡×利用定員以上	・3㎡×利用定員以上(サービスを提供するために必要な場所) ※通所介護、従前相当サービスと同時に実施する場合は、それぞれの定員合計×3㎡の面積が必要。
	静養室	・1区画	・1区画 ※運営に支障のない範囲で同一建物内の併設サービスと共用可
	相談室	・1区画(遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないように配慮する。)	・1区画(遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮する。) ※運営に支障のない範囲で同一建物内の併設サービスと共用可
	事務室	・1区画	・1区画 ※運営に支障のない範囲で同一建物内の併設サービスと共用可(書類等は区画を分けて保管すること)
	その他の設備	・通所介護の提供に必要な設備 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備	・サービスの提供に必要な設備 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備
	備品等	・通所介護の提供に必要な備品等	・サービス提供に必要な備品等

1 人員・設備、定員等の考え方

- A. 通所介護（介護給付） ※「通所介護」には「地域密着型通所介護」を含みます。
 B. 旧介護予防相当サービス
 C. 通所型サービスA

○既存の事業所が通所型サービスAを提供する場合の類型

- (1) A・B・Cを一つの事業所で一体的に（同時に）実施する場合
 (2) A・BとCを一つの事業所で一体的に（同時に）実施しない（場所や時間帯を分けて区分して実施する）場合

2 類型別の基準の考え方

- (1) A. 通所介護
 B. 旧介護予防相当サービス
 C. 通所型サービスA } を一つの事業所で一体的に実施する場合（同じ時間帯に、同じ機能訓練室で実施）

例：食堂＋機能訓練室の面積81㎡の事業所

①定員の考え方

- ・ A通所介護＋B旧介護予防相当サービスの合計定員：15人
 - ・ C通所型サービスAの定員：10人
- 定員は、通所介護と通所型サービスAのそれぞれで定めますが、定員合計×3㎡を食堂＋機能訓練室の75㎡以上になるようにする必要があります。

$$15人 + 10人 = 25人 \quad 25 \times 3\text{㎡} = 75\text{㎡}$$

A通所介護 12人	B旧介護予防相当サービス 3人	C通所型サービスA 10人
--------------	--------------------	------------------

↓

通所介護＋旧介護予防相当サービス＝15人 通所型サービスA 10人
 15人×3㎡＝45㎡が必要 10人×3㎡＝30㎡が必要

合計75㎡

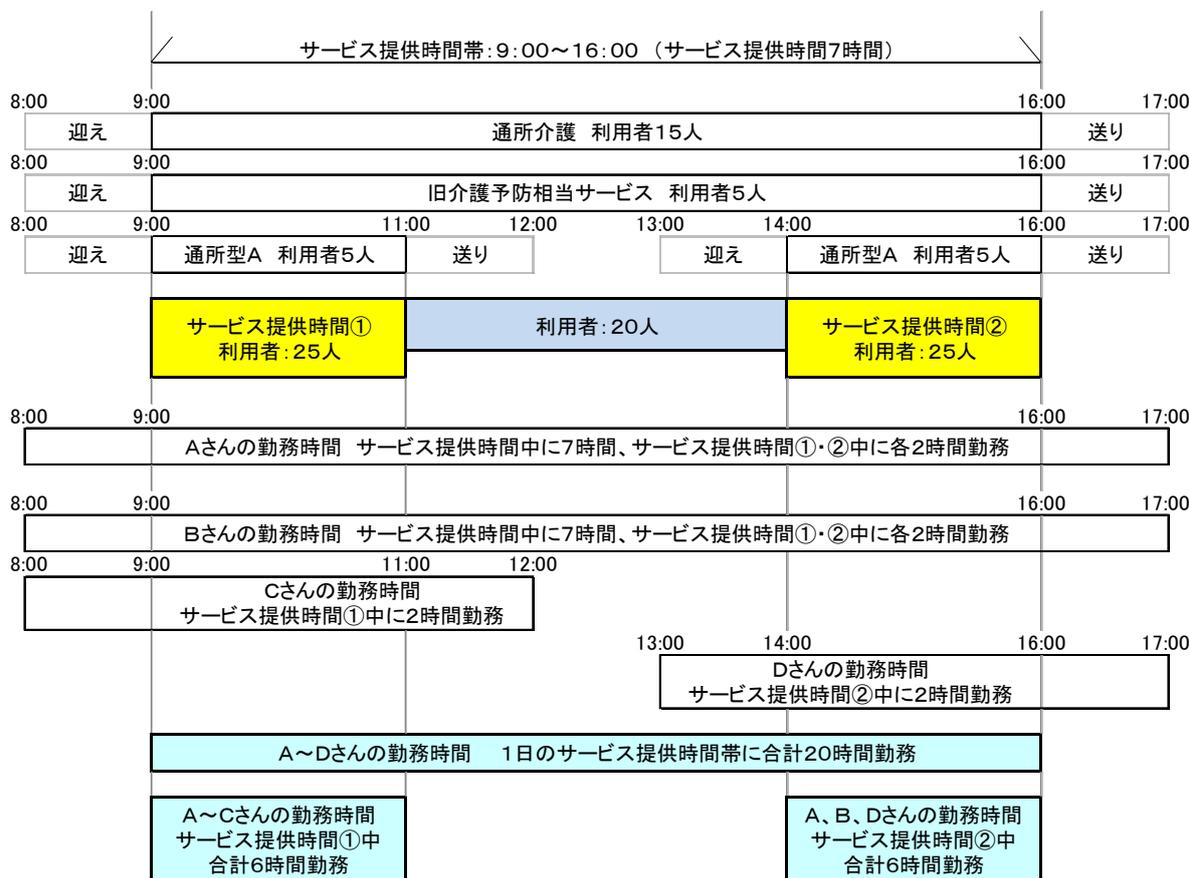
参考：「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A（平成27年8月19日版）P15の「問14」参照

②一体的に実施する場合における人員基準

- ・介護職員についてはサービス提供時間帯における利用者数が15人までは1人以上、15人を超える場合は超えた部分を5で除して得た数+1人以上

○一体的に実施する場合の介護職員の配置例

[サービス提供時間9:00～16:00]



a. サービス提供時間①・②における介護職員の人員基準

$$(25人 - 15人) \div 5 + 1人 = 3人 \quad 3人 \times 2時間 = \underline{6時間}$$

⇒サービス提供時間①・②それぞれ6時間以上の配置を満たす必要があります。

b. 通所介護のサービス提供時間における介護職員の人員基準

$$(20人 - 15人) \div 5 + 1人 = 2人 \quad 2人 \times 7時間 = 14時間 \dots \text{ア}$$

通所型Aを一体的に行うために必要な加配

$$5人 \div 5 = 1人 \quad 1人 \times 2時間 \times 2単位 = 4時間 \dots \text{イ}$$

$$\text{ア} + \text{イ} = \underline{18時間}$$

⇒aの配置を満たしつつ1日を通じて18時間以上の配置を満たす必要があります。

参考：介護職員配置計算式

$$\text{配置すべき時間数} = ((\text{利用者数} - 15) \div 5 + 1) \times \text{平均提供時間数}$$

※通所型サービスAの利用者については、必ずしも場所を分ける必要はありませんが、プログラム内容を区分するなど、要介護者の処遇に影響ないよう配慮してください。

参考：(平成30年5月10日老発0510第4号厚生労働省老健局長通知による一部改正版「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」P110) 参照

④設備基準の考え方

通所介護・旧介護予防相当サービス・通所型サービスAを一体的に提供する場合の設備基準は、定員の合計に対する通所介護の基準を満たす必要があります。

そのため、①にも示すとおり面積要件も $3\text{ m}^2 \times 25\text{ 人} = 75\text{ m}^2$ 要することとなります。

参考：「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A（平成27年8月19日版）P15の「問14」参照

- (2) **A通所介護**
B旧介護予防相当サービス
C通所型サービスA } を一つの事業所で一体的に実施しない場合

一体的に実施しないとは、別の建物や部屋で実施したり、時間帯等を明確に区分したりするなどの、以下の①～④の提供が考えられます。

① 別の建物または部屋で実施

事業所として別区分となるため、基準緩和型サービスの基準による。また、同一敷地内の別棟の建物でCを実施する場合、A・Bサービスとの管理者の兼務は可能。

② 部屋を区切って実施

例) 床にテープを貼る、あるいはパーティション等により、サービスごとの実施区画を明確にして実施

上記①または②のような、通所介護（旧介護予防相当サービス）と通所型サービスAを明確に区分して実施する場合には、それぞれの区分ごとに指定基準を満たす必要があります。

【スペース1】 A通所介護12人 B旧介護予防相当サービス3人 介護職員1人以上 ※通所介護の基準を満たす	【スペース2】 C通所型サービスA5人 介護職員1人以上 ※基準緩和型サービスの基準を満たす
--	--

③ 時間帯を分けて実施

例) 午前は通所介護・旧介護予防相当サービス、午後は通所型サービスA

④ 曜日を分けて実施

例) 月曜～金曜は通所介護・旧介護予防相当サービス、土曜は通所型サービスA

月曜～金曜 通所介護+旧介護予防相当サービス 定員15人
 土曜 通所型サービスA 定員10人

月曜～金曜

9:00 通所介護の基準 16:00

土曜

9:00 基準緩和型サービスの基準 16:00

3 基準緩和型サービスにおける看護師類型別の基準の考え方

基準緩和型サービスにおいては、看護職員の配置は不要としています。

ただし、利用定員が10人を超える場合は、救急対応可能な体制の構築(同一建物内に看護職員が勤務又は訪問看護ステーション等との連絡体制の構築)を必要とします。